

社会福祉法人三島市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

制定 平成13年6月1日
改正 平成15年4月1日
平成25年5月28日
平成29年3月28日
平成29年3月28日
平成29年6月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(勤務する日)

第3条 会長の勤務する日は、週3日を目安とする。

(報酬)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。

- (1) 会長に、別表1により報酬を支給する。
- (2) 監事のうち、財務管理について識見を有する者として選出された公認会計士又は税理士の資格を持つ者に、別表1により報酬を支給する。
- (3) 前各号に掲げる者以外の理事、監事及び評議員には、報酬を支給しないものとする。

(調整措置)

第5条 報酬の支給を受ける会長の本会理事会及び評議員会等への出席時の旅費については、本会役員等の旅費に関する規程（平成15年4月1日制定）第2条第2項の規定にかかわらず支給しない。

(支給方法)

第6条 報酬の支給方法は、事務局職員の例による。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1 役員の報酬

会 長	月額 50,000 円
監 事	年額 50,000 円 (ただし、財務管理について識見を有する者として選出された公認会計士 又は税理士の資格を持つ者)